

18. てんかん地域診療連携体制整備事業における全国拠点機関の役割と目指すもの

国立精神・神経医療研究センター病院 てんかんセンター
中川 栄二

1. わが国におけるてんかん医療の現状と課題に対する対応

- 1) 現状と課題：てんかん患者の7割～8割は適切な治療により発作が抑制され、日常生活はもとより、就労を含む社会生活を営むことが可能となるが、わが国においては一般の医師へのてんかん診療に関する情報提供や地域保健の体制整備は未だ不十分で、てんかんをもつ人々が専門医療とケアに結びついておらず、多くの治るべき患者が、適切な医療へのアクセスがないまま、治っていない。
- 2) 対応：てんかん医療及びてんかんに関わる様々な問題の解決を図り、地域診療連携システムの確立をめざし、厚労科研費でてんかん地域診療連携体制構築をさらに推進し、医療機関と行政が連携して地域診療連携体制の整備を目指す。

2. 地域診療拠点機関の役割と事業

各てんかん診療拠点機関で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制を確立すると共に、都道府県・各診療拠点機関への技術的支援を行う。

てんかん診療拠点機関の業務拠点機関は、引き続き以下に掲げる業務の実施に努める

- ① てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
- ② 管内の医療機関等への助言・指導
- ③ 関係機関（精神保健福祉センター、管内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整
- ④ 医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施
- ⑤ てんかん患者及びその家族、地域住民等への普及啓発
- ⑥ 協議会の運営
- ⑦ 協議会で定める指標に必要な数値等の集計・整理
- ⑧ その他てんかん対策に必要な事項
- ⑨ てんかん診療支援コーディネーターの配置

全国拠点機関の役割

各診療拠点機関と密接に連携を図り情報を共有するとともに、全国にてんかん診療拠点機関の設置を推進してゆく。

NCNPてんかん診療全国拠点機関の役割

(てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱)

1. てんかん診療に関するつなぎ役

てんかん診療拠点機関、厚生労働省、地方自治体、てんかん学会、JEPICA、てんかん協会、てんかん患者団体、てんかんに関わる様々な組織間のつなぎ役

2. てんかん地域診療拠点拡充支援

てんかん地域連携支援施設の構築支援
てんかんの専門的な治療や相談支援、啓発活動

3. てんかんに関わる様々な職種の育成、教育・支援

各施設に応じた役割分担の支援